

原子力防災に係る「緊急時対応」のとりまとめについて

1. 「緊急時対応」とは

原子力防災対策について、国が責任をもって対応するため、エネルギー基本計画等で次の手続きが示されている。

- (1) 原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画について、原発が所在する地域ごとに「地域原子力防災協議会」を設置
 - ① 構成員（島根地域）

関係府省庁の防災担当審議官等、島根県副知事、鳥取県副知事
 - ② オブザーバー（島根地域）

松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、中国電力(株)
- (2) その協議会に作業部会を設置して、その地域の避難計画等の内容を確認し、その具体化、充実化を実施
- (3) 協議会でその地域全体の避難計画となる「緊急時対応」をとりまとめ、それが、具体的かつ合理的であることを確認
- (4) さらに、内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」で了承

2. 「緊急時対応」の具体的な内容

別添 「資料2」 島根地域の緊急時対応（概要版）及び「資料3」 島根地域の緊急時対応（全体版）

3. 島根地域における協議会設置と今後の予定

- (1) 島根地域では、平成27年に協議会を設置し、以降33回の作業部会を開催
- (2) 今後、協議会において、緊急時対応をとりまとめ（令和3年7月30日協議会開催済）、その後、原子力防災会議に諮る予定